

裁判長
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 20 年 (才) 第 1 6 2 6 号 平成 20 年 (受) 第 1 9 7 0 号
決 定 日	平成 2 1 年 1 2 月 1 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	近 藤 崇 晴 藤 田 宙 靖 堀 籠 幸 男 那 須 弘 平 田 原 睦 夫
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所平成19年(ネ)第4448号(平成20年8月28日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件上告を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。 <p>第2 理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上告について 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。 2 上告受理申立てについて 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。 <p style="text-align: center;">平成21年12月1日 最高裁判所第三小法廷 裁判所書記官 緑 川 憲 治 </p>	

これは正本である。

平成 21 年 12 月 1 日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 緑 川 憲 治

